

改正

平成 5 年 3 月 24 日 条例第 4 号

平成 8 年 3 月 26 日 条例第 6 号

平成 9 年 3 月 25 日 条例第 4 号

平成 16 年 3 月 25 日 条例第 5 号

平成 21 年 3 月 26 日 条例第 6 号

令和 4 年 3 月 24 日 条例第 12 号

大野城市奨学資金条例

(目的)

第 1 条 この条例は、経済的理由により修学困難な者に対して、学業に必要な資金（以下「奨学資金」という。）を支給することにより、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学資金の財源)

第 2 条 奨学資金の財源は、大野城市奨学資金等基金に関する条例（平成 2 年条例第 27 号）により設置された大野城市奨学資金等基金をもって充てる。

(奨学生の資格)

第 3 条 奨学資金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 次条の規定による申請を行う日が属する年度の翌年度の初日において本市に 1 年以上住所を有する者又は 1 年以上住所を有する者の子であって、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、大学（大学院は含まない。以下同じ。）又は高等専門学校に在学する者

(2) 経済的理由で修学困難な者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 学業成績が優秀な者

イ 学業成績が別に定める基準を満たし、かつ、文化又はスポーツの分野における成績が優秀な者

(4) 独立行政法人日本学生支援機構その他の団体による奨学資金又はこれに類する資

金の給付を受けていない者

(奨学資金の支給申請及び決定)

第4条 奨学資金の支給を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、教育委員会は、毎年予算の範囲内において奨学生を決定する。

(奨学資金の種類及び額)

第5条 奨学資金の種類は、入学一時金及び月奨学金とする。

2 入学一時金の額は、次のとおりとする。

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に入学する奨学生(入学後に前条第1項の規定による申請を行った者を除く。)は、150,000円とする。

(2) 大学に入学する奨学生(入学後に前条第1項の規定による申請を行った者を除く。)は、300,000円とする。

3 月奨学金の額は、次のとおりとする。

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在学中の奨学生は、20,000円とする。

(2) 大学に在学中の奨学生は、50,000円とする。

(奨学資金の支給期間)

第6条 奨学資金の支給期間は、奨学生が在学する学校の正規の修学期間とする。

(奨学資金の休止及び打ち切り)

第7条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間、奨学資金の支給を休止する。

2 奨学生が、第3条に規定する要件を欠いたとき又は奨学生として適当でないと認められるときは、奨学資金の支給を打ち切るものとする。

(奨学資金の返還)

第8条 奨学資金は、返還することを要しない。ただし、奨学生が事実を偽って奨学資金の支給を受けていたときは、その期間中に支給を受けた奨学資金を直ちに返還しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年6月25日から施行する。

(適用区分)

- 2 第3条第1号の規定の適用について、同号中「在学する者」とあるのは、次に定めるとおりとする。

(1) 高等学校及び高等専門学校については、平成3年度以降の入学者であって、現に在学する者

(2) 大学については、平成6年度以降の入学者であって、現に在学する者

附 則 (平成5年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に高等学校又は高等専門学校に入学する者に係る奨学資金について適用し、施行日前に高等学校又は高等専門学校に在学している者に係る奨学資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に高等学校又は高等専門学校に入学する者に係る奨学資金について適用し、施行日前に高等学校又は高等専門学校に在学している者に係る奨学資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以

後に大学に入学する者に係る奨学資金について適用し、施行日前に大学に在学している者に係る奨学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第5号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大野城市奨学資金条例第4条第1号の規定は、施行日以後に高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に入学する者に係る奨学資金について適用し、施行日前に高等学校又は高等専門学校に在学している者に係る奨学資金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

（1） 第6条中「第2条」を「第3条」に改める改正規定

（2） 附則第2項中「第2条」を「第3条」に改める改正規定

（3） 第8条を第9条とし、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に1条を加える改正規定

（適用区分）

- 2 令和4年6月1日前にこの条例による改正前の大野城市奨学資金条例第3条第2項の規定による決定を受けた者（同日以後にこの条例による改正後の大野城市奨学資金条例第4条第2項の規定による決定を受けた者を除く。）に給付する奨学資金については、なお従前の例による。